

第 595 回 国立大学法人信州大学役員会 議事要録(案)

日 時 令和 5 年 11 月 15 日 (水) 10 時 50 分 ~11 時 00 分

場 所 Web 会議により開催 (本部管理棟 5 階 第一会議室)

出席者 中村学長 (議長), 永松, 平野, 向, 不破, 高口, 藤澤, 浜野 各理事
オブザーバー 宮崎, 平林, 米倉, 奥山, 森川, 天野, 東城, 花岡 各副学長
杉原, 湯澤 各副理事
監 事 北原, 原 各監事

第 594 回議事要録確認

議 題

1 職員等の給与制度の改正について

高口理事から, 資料 No. 1 に基づき, 人事院勧告に準拠した, 以下の規程等の改正案について説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員給与規程
- ・国立大学法人信州大学職員期末手当及び勤勉手当細則
- ・国立大学法人信州大学役員報酬規程
- ・国立大学法人信州大学非常勤職員給与規程
- ・国立大学法人信州大学シニア雇用職員給与規程
- ・国立大学法人信州大学特定教職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学定年前再雇用短時間勤務職員給与規程
- ・国立大学法人信州大学職員の給与の支給に関する細則
- ・国立大学法人信州大学年俸制適用職員給与細則

続いて, 北原監事から, 本学は令和 3 年人事院勧告については実施していないが, 国家公務員の給与法改正で令和 4 年 6 月期の期末手当で前年の人事院勧告の削減分を削減しているにも関わらずこれを実施せず, 一方で, 給与がプラス改定された令和 4 年人事院勧告の実施に引き続き, プラス改定となる今回の令和 5 年人事院勧告は実施するという事は, 一連の改正には整合性が欠けており, さらに本学は教員人件費ポイントの削減を図るためのワーキンググループが設置され, 人件費を圧縮しようとする事との整合性も欠けており問題があるとの意見を持っているとの発言があった。

続いて, 高口理事から, 令和 3 年人事院勧告への対応については, 国は令和 3 年 12 月期の期末手当の引き下げ相当分を令和 4 年 6 月期の期末手当で調整したが, 本学は教職員にとって遡及の不利益変更を課すということであり法人としてこれは実施しないと判断したものであるとの発言があった。

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 職員等の給与制度の改正について, 議題名を「職員等の給与制度の改正について」に修正した上で承認された。承認後, 本件は 11 月 28 日開催の経営協議会に付議し, その審議内容及び承認をもって役員会においても承認されたものとする旨の発言があった。

2 田嶋記念大学図書館振興財団助成事業の申請について

東城副学長から, 資料 No. 2 に基づき, 田嶋記念大学図書館振興財団助成事業への申請について説明があった。

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 田嶋記念大学図書館振興財団助成事業の申請について, 原案のとおり承認された。

3 経営協議会審議事項について

総務課長から, 資料 No. 3 に基づき, 11 月 28 日 (火) 開催の第 110 回経営協議会の審議事項について説明があった。

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 経営協議会審議事項について, 議題 2 の議題名を「職員等の給与制度の改正について」に修正した上で承認された。

次回開催予定：令和5年12月6日（水）
以上